

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和五年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量（四級基準点測量））
- 二 測量の地域 奈良市中登美ヶ丘地区の一部
- 三 測量の終了年月日 令和五年二月十五日